

(別紙)

本件意匠の構成態様

【基本的構成態様】

本件意匠は、スーパーマーケット等において使用される店舗内買い物かご
5 (レジカゴ)の内側に被せて装着し、レジにおいて精算した商品を収容すると
ともに、収容後は、その開口部を閉じた後、その正面部及び背面部に止着され
ている手提げ用提げベルト部を使用して手に提げ、もしくは、その背面部に止
着されている肩掛けベルト部を使用して肩にかけて運搬することができる鞆の
形状に係る意匠である。

【具体的構成態様】

10 (1) 本件鞆は、正面視及び背面視において横方向を長辺、縦方向を短辺とす
る略長方形の正面部及び背面部と、略長方形の形状を有する底辺部、左右一対
の側面部及び別紙「本件意匠の図面」の【開いた状態を示す斜視図1】及び
【開いた状態を示す斜視図2】のように、その上面に広い開口部を有している。

15 (2) 正面部及び背面部は、その上端には互いを係合できるスライドファスナ
ーが設けられている。

(3) 左右の側面部には、

a. それぞれ、その上縁部の一端部から他端部に亘る領域に設けられた一対の
筒状の紐通し部と、前記一対の紐通し部には、それぞれ一対の絞り紐が挿通さ
20 れ、前記一対の紐通し部の各々の延在方向中央部に紐延出孔がそれぞれ形成さ
れ、対応する前記絞り紐の中間部が、対応する前記紐延出孔から延出され、そ
の絞り紐にストッパーを備え、一対の絞り機構を有する。

b. 前記開口部を閉める際には、前記調整紐を前記紐延出孔から引出し、前記
絞り機構を用いて左右側面部の上方にまち(ひだ)を生ぜしめることにより、

略三角形の形状になる。

c. 前記開口部を開く場合には，前記絞り機構を緩め，延出した調節紐を紐通し部に戻すことによって上部に生じたまち（ひだ）を開放し，左右側面部は略四辺形の形状に回復する。

5 (4) 前記正面部，底面部及び背面部には，その両端が円弧状でその余の延部は平行な長方形をなす略長楕円状の提げベルトが止着され，略楕円形状の両端の円弧部は，各々正面部及び背面部の上端よりその上部に突出して手提げ用の提げ部を形成している。

10 (5) 背面部上辺略中央部から背面部の下部の左右両端部に向け八の字状に開いた肩掛けベルトが設けられ，肩掛けベルトの下端部には，金属製の留め部が設けられ，該留め部は，背面部の左右の下端部に設けられたフックと係合することによって，鞆をリュックサックにして背負う際の肩提げ部を形成している。